

一般質問通告書

次の件について、会議規則第 60 条の規定により、一般質問の通告をいたします。(全体所要時間60分)

令和5年6月2日 午前・午後 時 分 受付

広陵町議会議員 山田美津代 印

広陵町議会議長 山村 美咲子様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項 1、公共交通は町民の意見を反映させた実証運行を <内容> 7月から実証運行される予定ですが進捗状況をお聞かせください。</p> <p>① 住民説明会などの開催はどの地域で開催され予定されてる地域はどこで何時頃ですか いままで開催された地域での参加者は役員以外の方は何名くらいでしたか又どのようなご意見が出たのでしょうか</p> <p>② 事業者の選定やどのような活用を検討されているのか、</p> <p>③ 予約システムはどこがどのようにされますか</p> <p>④ 五位堂駅や大和高田駅に有償運行の便も予約したら行けるようにすれば(中央幹線は大和高田駅には行くが)より使いやすくなると思いますが、有償運行は町内に限るとありますが、これは業界からの要望化、配慮か。</p> <p>⑤ 隣の香芝市がドアツードア方式併用で運行されていますが利用者の立場に立ったこのやり方が何故広陵町では出来ないのですか。</p> <p>⑥ 国の特別交付税の請求を、8月にされたはずだが交付された額はいくら。</p>	町長
<p>質問事項2、空き家の有効利活用を。 <内容> 地震が来れば今にも倒壊しそうな町営住宅を空き家の活用でという提案を以前何度もしましたが一向に進んでいません。危険なままです。 又、配偶者が他界した後年金が一人分になり、今までの家賃を支払えなくなる高齢者が増えてきています。 又コロナ禍や物価高騰でお暮らしが大変な状況のもと低廉な町営住宅の需要が生まれているのに町は何も手を打っていません。 環境課に問い合わせれば空き家の利活用は企画課の分野だというし空き家は環境課ですと言われるしお互いの課がどう策を打つべきか話し合いもしていない。押し付けあっている場合ではないと思う。もっと町民の立場に立った仕事をすべきでは？</p>	町長

<p>質問事項3, 山村町長へ以下の3問の政策についてお聞かせいただきます。</p> <p>① ②③は教育長の施策ですが町長の決定とお聞きしていますので町長のお考えをお聞かせいただくものです。</p> <p>④は公職選挙法の“第13章”(公務員の地位利用による選挙運動の禁止)に該当する行為であり町民から批判の声が上がっています。</p> <p>① 小学校の給食高騰分を他市町村は保護者の負担を回避策取っているのに何故広陵町だけ保護者負担に決めたのか。</p> <p>② タブレットの修理費用を保護者負担にされた理由。</p> <p>③ 1万人の署名で議会も全会一致で可決した公民館建て替え問題を住民の思いとかけ離れた物で代替えしようとしていることなどについて住民の側に立って政策をしていない事。</p> <p>④ 先の県議選選挙時に町長名で特定候補者への支持を訴えるはがきを町内に郵送したり、有る大字では総会に町長名で出席して挨拶し、特定の候補者への支持を訴えるパンフなど机の上に配布したりなどとても“あれは個人での支持の表明”とはいいがたい行動ではなかったか。</p>	<p>町長</p>

質問の内容につきましては、詳細に記入してください。